

畿内としての首里みしまについて：おもろ 解釈のために

真喜志, 瑶子 / MAKISHI, Yoko

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

111

(終了ページ / End Page)

153

(発行年 / Year)

1989-02-28

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002588>

畿内としての首里みしまについて

——おもろ解釈のために——

真喜志
瑤
子

はじめに

東恩納寛惇氏は「南島風土記」の中で、首里三平等について次のように云われた。向象賢時代に、真和志、南風原、西原の三間切は首里の直領として三平等と唱えられていた。称呼そのものはこの時代に始まるが、三間切を畿内とする制度そのものは歴史的に古く溯るだろうと。氏は簡単に述べられているのみであり、時代的に何時頃まで溯れるかについても触れられていない。「おもしろさうし」に云う「みしま」が氏の云われる畿内三間切に当たるとは思はないかと私は考えている。古代の「畿内制」の概要を先学の考察によって学び、「畿内制」に関する十六世紀の琉球史料として碑文、冊封使の記録等を取り上げて、「おもしろさうし」との比較検討の手がかりにしたいと思う。その本格的な考察は歴史学の領域であり、私の力の及ぶ所ではないけれども、わずかでも十六世紀の琉球の一つの中心である首里周辺の状態、特にその基層宗教の有様を知ることが、おもしろ解釈を一步進めることにながると思われる。小稿がそのために少しでも役に立つならうれいと思う。

(一) 畿内制について

円覚禅寺記、國王頌德碑には各々、「今上國王尚真…安定邦畿、經營大統、開萬世太平之洪基…」、「尚真王夙乘乾位、榮膺甚昌、開功業於邦畿…」⁽¹⁾とみえる。「邦畿」とは、都に近い土地の意であり、

同義語として「畿内、京畿」等がある。「畿内」とは、中国の、政治的領域をいう歴史的背景をもつ語であるという。中国では古くから、天子の王城周辺の地を「畿内」となし、「畿外」や「蕃夷」と区別する理念的な領域区分法が行われていた。「畿内」は王権の支配力が直接に及ぶ直領地として、歴代王朝のほとんどすべてが設定し、最も重要視された。この中国の畿内制がやがて朝鮮、日本にも受容された。日本においては推古朝に礼制が受容され、同時に、礼秩序を体现する特別区域としての畿内も設定され、それ以後も継承されたという。「礼」とは国家社会の秩序を維持するきまりであり、その原理は身分の尊卑を明らかにすることにあるという。推古朝には、憲法十七条に群臣、百姓の礼を強調され、冠位十二階、賓礼、軍礼なども行われた。「冠位十二階」は明らかに、礼制の根幹たる爵とみなすべきで、与えられたのはのちの畿内およびそのごく周辺に居住する者に限定されたという。畿内制とは「天子を中心とする礼秩序にもとづく国土区分の一種」であり、これと「爵による官僚、人民の身分秩序化およびその身分秩序確認の場たる種々の儀礼の成立は不可分の関係にある」とも云われる。「畿内制」の特徴は、畿内に当たる地域に、(一)民政上の優恤の存在、(二)軍事的武装地区、(三)造都、造宮、行幸、供奉等の重い力役負担、(四)天皇の供奉地、という性格があり、畿内を単位とする祈雨などの祭祀儀礼が行われ、王都としての畿内と畿外ははっきり分けられていたことである⁽²⁾。爵について尚真王時代の碑文は次のように記している。万歳嶺記には、「…重建漢武之德、封大夫者五、再資秦始之爵…」、百浦添欄干之銘には「千臣任官、百僚分職、定其位之貴賤上下、以其帕之黃

赤、以其簪之金銀、是後世尊卑之龜鏡也⁽³⁾。これらによって、この時代は身分とその貴賤に、少なくとも非常に意識的であったことを知ることができる。畿内制を意識したこれらの碑文の表現がこの時代に実現されたかどうかが次の問題であるが、考察の対象となる確かな史料は他にあまり残されていない⁽⁴⁾。「おもろさうし」は神歌集であり、史料としての性格は異なるけれども、主にこの時代のことを語っているという共通点があり、比較検討する価値を持っている。次の尚清王時代の冊封使陳侃の見聞の記録によると、一五三四年の琉球の風俗は次のようであったという⁽⁵⁾。

「…風俗、男子は髭を去らず。亦羽冠せず。但首の右に結髻す。凡そ有職者は一金簪を簪す。漢人の裔は髻すれば則ち髪の中に結ぶ。俱に色布を以て其首にまとい、黄なる者は貴く、紅者は之につき、青緑なるものは又之につき、白はこれ下なり、王首も亦錦帕をまとう…」

「…腰に大帯を束するも亦、首にまとふ布の色の如く貴賤を弁するなり」

尚真の次の王尚清即位後七年にあたる年の風俗として、首にまく布、大帯を束する帯の色、簪の有無などによって身分の尊卑を表示する習俗が定着していたことを示している。陳侃以後の冊封使も、その色数などに変化を示しながらも、ほぼ同様の区別があったことを記録している⁽⁶⁾。

(一)「みしま」という地域

東恩納氏によれば、後世三平等の境界が整理縮少されて三間切と分離し政治的機能を失なった後ま

でも、この三間切は大美御殿に直属し、王家の子女の名島も三間切名寄帳の中から選定されたという。また稻穂祭、麦穂祭の儀式の折にも一単位として機能していたらしい⁽⁷⁾。

「おもろさうし」12巻76番(巻内番号)77番(通巻番号)。(以下、「12—76(77)」と略記。文中での引用は通巻番号のみ。おもろは「日本思想大系おもろさうし」による。)

一 きこゑ大君きや

みしまいのりおれわちへ

あちおそいしゆ

かみか世ちよわれ

又とよむせたかこか

みくに

(以下略)

ここにみるように、きこゑ大君と首里三鳥とは結びつきがあるらしい。いくつかの神格を「きこゑ大君」という普通名詞で呼んでいると考える立場からのおもろの読み直しの可能性を私は考えている。その神格としての「きこゑ大君」の性格の検討は、久米島の同名の神格の考察と重なる問題であり、後で少し詳しく行うことにしたい。

一きこゑ大君きや

とよむせたかこか

みしまいのられ

又首里もりちよわる

またまもりちよわる

又なさいきよもいあんしおそい

あかかいてあんしおそい

又大君よいきよて

せたかこよてつて

又ゑそこ名よ乞ゆわちへ

みおうね名よ乞よわちへ

又天あまのそこらしや

天あまのまうれしや

又よひきとみおしうけて

せちあらとみくりうけて

(以下略)

ここでも、きこへ大君は三島をお祈りになって、首里もりにおられる「なさいきよもいあんしおそい」が、大君に向い祈つて船名を乞われる…とうたわれている。三島の中心、首里もりの「あんしおそい」と三島を祈る「大君」、神職者と神格の密接なつながりを云っていると思われる。このおもしろは「みしま王にせ」のところで又とりあげることにする。「三島」を検討するためにも、神格と神職者の関係を知ることが必要なので、まずその関係について簡単に述べたい。

(三) 神格と神職者

現在の沖繩の祭祀は神女によって行われるのが普通であり、ノロ、ツカサと称する神女が司祭者となって祭祀の諸儀礼を執行する。宮古島西原のユークイ祭祀は数人の女性神役で行われるが、その中にアーグシャー（アーグは歌謡の総称。アーグをする人の意）という神役があり、「サシ」「ウリザシ」（降りザシ、神が降りつくサシ）、「カンカカリヤー」（神憑かる人）、「ムヌシー」（物知り、カミゴトに関わることを靈的に知る人）などとも称される。これらは一つの神役の職能の諸面をとらえたものである。これら宮古島等の事例を踏まえて、波照間氏は「おもしろさうし」の憑依現象について考察されている。通説に従つて、「きこゑ大君」「さすかさ」「きみかなし」等を、「女官御双紙」にいう三十三君、王府の高級神女の神格であると規定し、それらの神格が、サシブ、イケナ、ナリキョとよばれる、神憑りを専門にする神女に憑依するとされる。憑依は、「なりかわる」「おりかわる」等の表

現をとり、上方から下方へという方向性がある。おもしろ周辺の歌謡においてもサシブには歌唱者としての職能があったように、おもしろのサシブも、「さしふはおもろはせらす」とうたわれている(581)。氏はいわゆる高級神女の他に、サシブ、ナリキヨとよばれる神憑りを職とする神女がいたことを想定される。私は、神職者の枠を広げるべきであると考えており、その概略について不十分ではあるがすでに記した。祭祀に携わる者は女性に限定されていたという通説から一たん離れて考えてゆくことにしたい。おもしろ歌唱も神職者の役割であることは(581)のおもしろの通りであり、占いも含まれると考える。「おさうせ」「おこのみ」はこの職にある人の意であると思われる。さらに神職者の役割として注目されるのは広く建築、工事に参加したことではなかったかと思われる。神格の憑依者としての神職者の姿を具体的なおもしろの表現の中に探ることが今必要とされている作業だと思われる。ここでは憑依を、おもしろ歌唱を含めた広い意味での神職者の第一の職掌と考えることから出発したい。さしふむつき、おこのみ、おさうせ、おさし以外にも神職者を意味する語はあると思われる。「もちなし」もその一つである。「接待」と語釈されているように(『おもしろさうし辞典』)、この語は「もてなし」と縁の深い語であろう。(1063)、(1003)にみるように、酒を供え接待する意で用いられることがある。神の降臨を待ち、酒瓶を据えて神をもてなす人の意で、神職の人を意味したのであろう。

9—26 (501)

—きこゑてるきみや

大きみかもちなし

5—74 (285)

—まかるこかおもろ

すゑのおとのちよわちゑ

つほにみしやくぬきあけは

すゑまさてとひやくさすちよわれ

又大きみかもちなし

(以下略)

この二編では、きこゑてるきみや、まかるこかおもろは、「大きみかもちなし」即ち大君という神格が依りつく神職の人の意で用いられていると思われる。(96)では「押し合わし」と「もちなし」が対になっている。(552)では「苧の糸はもてあわしやり…/苧の糸は押し合わしやり…」とあり、繩(糸)をなう(糸を繕る)ことと「押し合わす」が対になっている。幾本かの糸が繕り合わさった糸(繩)は、糸が「押し合った」状態でもあり、「押し合わし」という名詞形で、神職者を意味するようになったのだと思われる。糸が繕り合うように神と一体となる様を具体的に表現したものであろう。「おしやへこ」も「押し合い子」であり、神がかりする子の意であろう。ある神格が神人に憑依する

時、神はさしふを「見守り」「かい撫でて」降りてくるとうたう場合も多い。

4—57 (208)

一首里大君きや

首里もりおれわちへ

あちおそいしよせちまさてちよわれ

(中略)

又さしふ五ころに見守てすおれたれ

又むつき七ころにかいなでてすおれたれ

又大君きやおさうせてるかははのたてて

「さしふめつらかて」降りてくると云っているものもある。

神と神職者について特に注意すべきなのは、神名が神職者名となることが多いことである。例えば、さすかさ、せんきみ、きみかなし、あおりやへに關していえば、多くの場合、おもしろでは、神格と神職者を書き分けていると思われる。両者が同名で呼ばれるのは、一本の糸のように一体となると表現される本来の性格からくるものであろう。神と神職者の間には、神の子孫が神職者であるという血縁關係を含むものという考えもあつたらしい。

4—19 (170)

一きこゑあおりやへは

末とめておれわちへ

わかきよもいに世かけすへみおやせ

又とよむくにもりきや

真末とめておれわちへ

神がその末裔である神職者をたずねて降りられると云っているのであり、両者が同名でよばれることが多い所以に關連しよう。

(四) きこへ大きみについて

首里三鳥ときこへ大君の結びつきをいうおもしろの検討のために、これまで、神と神職者の關係特にその憑依について述べてきた。神格そのものの検討もしなくてはならない。前述のように、「おもしろさうし」においては、きこへ大君とは二三の神を云う普通名詞であり固有名詞ではないと考えるのが自然だと思われる。きこへ大君は対語として「せたかこ」を取る場合が圧倒的に多いけれども、それ以外に「くにもり(国守)」「くにおそい」をとることもある。

さすかさは、(720)、(725)、(737)にみるように、「とよむ大君」と対になっており、「大君」という敬称でよばれた神格であったことは疑いない。きこへ大君の対語くにもり、くにおそい、せたかこを検討することによって、きこへ大君像はより具体的になると思われる。逆に、くにもり、くにおそい、せたかこ側からの対語を調べると次のような結果を得る。くにもりでいえば、きこへ大君、大君を取る場合が多く、さすかさ、首里大君が一例ずつ、あおりやへを取るの五例。くにおそいについては、首里大君が圧倒的に多い。せたかこは、きこへ大君が殆んどであるが、他に、あんしおそい、けらへこ、あおりやへ、きみよしがある。直接に、きこへ大君と対になっているのは、さすかさだけであったが、今あげた、首里大君、あおりやへ、きみよし等のグループの中にある神格をきこへ大君とよんだ可能性が大きいと考えてよいのではなからうか。これを仮にきこへ大君グループとよぶ。きこへ大君は、「おもろさうし」の中では従来考えられているような、特定の一神格をいう語では決してなかったと思われる。この大君達が首里王城にいる神職者に神憑るのである。国王のオナリ神であったことを強調されるきこへ大君は、記録に残った事例として、王と兄妹関係にあったのは初代だけであり、その王統譜自体の史料価値も特に高いとは云えないと思われる。「おもろさうし」の中から「きこへ大君」を考えようという試みも無駄ではないと思われる。ただ、陳侃は直接見聞したものでないと断わりながらも「神は皆婦人を以て尸となす⁽¹¹⁾」という記録を残している。又「きこへ大君」が女神であるとのイメージは今に至るまで根強く残っている。これらの通説との関係も考えて

ゆかなければいけない問題である。

「きこへ大君」有資格グループに属している、あおりやへ、きみよし、首里大君等と三島の関係を明らかにすることはできるだろうか。あおりやへと首里とのつながりをうたうものはあるけれども特に三島と云ってはいない。さすかさには、「みしまなふちへこのゑかにおれわちへ⁽¹²⁾」とうたわれるものがある(202)。きみかなしについても「このみしまつつきおれて」とある(92)。きみかなしは「きこへ大君」有資格グループには含まれないが、きみかなし、せんきみは、私見によれば、きみよしから派生した神格であり、性格にも共通点が多い。その意味でグループ内のきみよしに強くつながりを持つ神である。きこゑ大君とは、さすかさをはじめとして、くにおそい、くにもりともよばれた神々を云っていると考えてほばまちがいないと思われる。このグループのさすかさ、あおりやへ、きみよし等はすべて久米島の神名と共通する。これらは偶然の現象ではなく、尚真時代の久米島侵攻によって久米島から本島へ「神移し」が行われた結果ではないかと私は考えている。このことについて考える手がかりの一つとして、「みしま」と対語関係にある「いつこしま」について次に考えたい。

(五) 「いつこしま」としての三島

「おもろさうし」では「みしま」の対語として「おきなわ」「いつこしま」をとっている。「いつこ」は「蔽子」の意であるという⁽¹³⁾。一方、「いつこ」は「くはら」と対語になる場合が多く、「すち

や」と対になることもある。くはらは「兵卒」の意という。その語釈の根拠は不明であるが、おそらくは(876)八重山征伐のものに、「やへましまいっこ、はたらしまくはら、肝まよいしめや…」とあることからの推測であろうと思われる。識名村表二祭の御崇に「イツノスジヤ、玉ノスジヤ、ヲヨヒトヤベム、ヲナフサトテド、拜ガミヤベル、デ、」(「由来記」)とあり、又たう比屋定村作物ため浜おれ之時火之神おたかべ言(「仲里旧記」)には「いつのすじやの大野原ひろのはる、田数まし数、さしうへろ、のきうへろ、いしきよら、ほさつのふ、さつかいしよもの、たたらしゆもの…」とあり、「神聖なる人達」と解釈してよいと思われる。イツは上代語の「稜威、敬」(盛んで激しい恐ろしい威力)と同語と考えてよいのだろう。同様の意味をもつと思われるものに、セヂ、ケ等があるがイツとの意味の違いはどの辺りにあるのだろうか。イツの用例は非常に少ない。やはり琉球でもイツは極端で激烈な威力であり、特別なセヂであったのだろうか。(130)では「すちや(衆生)」と「いつこ」が対語になっている。「すちや」の意味もはっきりはしないけれども、「いつのすじや」という成句として用いられることが多かったために、いつことすちやは同意味の語として意識されるようになったのだろうか。「いつこ」と対になるもう一つの語「くはら」について少し考えてみたい。

久米島仲里城の城立にあたって活躍を伝えられる人物の一人が堂のおひやの下女「をちこはら」である。「仲里旧記」「仲里城御嶽御いべ之事」の伝説にあらわれ、仲里城のいべ名の一つにも含まれている。

— あんたいくみあし森あんじそいた、むちやうかをとちこはらかこのだ(る)あさかわはるかわいべ名と云えば、神名が書かれるのが通例であるが、ここでは「をちこはら」がこのんだ井戸となっている。仲里城の井戸で祭事を執り行うのが「をちこはら」であったのであろう。をとちこはらの語構成は、「を」と「こ」と「はら」である。「はら」は「おもしろとのはら」の「はら」であり、「…の如き階層の人」の意で敬意に欠けた表現に用いられるという古語と同語であろう。⁽¹⁵⁾

この「をちこ」は「仲里旧記」浜おれおたかべにたび／＼出てくる「おとちきよ」ではないかと思われる。をとちきよが、久米島と強いつながりのある神人であったことは、同じ仲里間切比屋定村のいべ名となっていることからもしかめられる。

比屋定村おべい御嶽御名記

- おへい森そく森のをとぢきよわかちきよか(な)し
- 井くちかみの井はな神のあふらいさすかさかなし

次に仲里間切の「比嘉村作物ため浜おれ之時嶺井比屋火之神前二而おたかべ言」⁽¹⁶⁾を引く。

(前略)

天のてだ

天の太陽

いきろてだの

いきろ太陽

あとなくわ	徒な子
びなくわの	汚れ子の
おとぢちよ	オトヂチヨ
わかちちよか	ワカチチヨガ
なしや(ぶ)りくわの	生し破り子の
ひれやぶりくわの	産み破り子の
尾長	尾長(鼠)
びきやになり	ビビキヤ(鼠)
田数	田毎
まし数の	枡(田)ごとの
あぶしなかい	畦に
あせらなかい	畔に
あかかや	赤茅
ちかやのしたに	千茅か下に
とねいしちやうて	閉じ籠つていて
やねいしちやうて	住み籠つていて

こまでこまかきて	籠つて籠りかけて
打て引よせ	打って引き寄せ
かけて引よせ	掛けて引き寄せ
いしきよら	石清らを(稲)
ほさつのふ	菩薩花を
さつかいし	殺害し
たぐらしゆす	爛らすものは

(後略)

このおたかべ言の「おとちちよ」は未詳語となっているけれども、比屋定のをとちきよではないかと私は考えている。「比屋定村志村のおひや家おへい并まんせたうとまり二而おたかべ言」は、難解な個所が多いけれども、いべ名である、おとちちよ、わかちちよ、井くち神のさすかさに対しての雨乞であることは確かである。本拠である比屋定村では、雨乞の祈りを捧げる対象となるいべ名となっている。同じく比屋定の「おとつちう」、嶋尻、儀間村の「おとちちう」もこの「おとちきよ」を云っていると思われる。比屋定村のおたかべ言では、おとちきよは悪者ではない。嶋尻、儀間、宇根、真謝、比嘉など他の諸村のおたかべ言では、細部に表現の違いはあるものの、おとちきよは、「天のてだの徒な子」、「産し破り子」の「尾長(ねずみ)」であり、田を荒らし、稲を食い散らす悪役になっ

ている。仲里城いべ名の中の「おとちこはら」は、のべてきたような比屋定の「おとちこ」と「はら」の複合語だったと思われる。

『君南風由来并位階且公事』の「仲里城祭祀之時くわいにや」、「具志川旧記」の「中城按司の事」では、対句を連ねていく中で、各々、「おとちは、くはらは…」、「おとちが、こはらが、たくたる、このたる…」と、なっている。ここでは、対語にする必要からか、意味と無関係に二分され、「おとち」「こはら」「くはら」になつていたことが見てとれる。「いつこ」と対語の関係にある「くはら」は以上のような歴史を持った語であると考えられる。そして「くはら」が「おとちこはら」からは独立して異なる意味が込められるようになって、比屋定の「いつのすじや」であつたらしい「おとちこ」と関連する語であるという意識は消えずにあり、「いつこ」との対語関係が残つたのではあるまいか。

しかしなぜ比屋定のおとちきよは田を荒らすねずみとまで云われたのだろうか。比屋定村では、雨乞の祈りの対象となる神名であり、他村の神と変わらない。それが何らかの状況の大きな変化によつて、他村（仲里城）の井戸での祭事を行う神人となつた。そして「おとちこはら」という敬意の欠けたよび名でよばれるようになり、他の諸村のおたかべ言においてまでも、「徒な子」「尾長」と云われ蔑まれたのではなからうか。仲里城伝説¹⁸によれば、この城を立てたのは、いしきなは按司の次男中城按司であり、その按司の配下に堂の大やがいた。おとちこはらは、さらにこの堂の大やの下役という。

仲里城においては、これだけで判断してもかなり下層の人であつたことがうかがえる。以上のように考えれば、おとちこはらの語形変化からみて、『仲里旧記』『具志川旧記』『おもしろさうし』の成立年代を特に問題にしなくても、おとちこは比屋定から仲里城へ、そして首里三島へと移つていったことが推測できる。それは、久米島から三島へであつて、その逆では決してないことは今迄述べてきたことから確かだと思われる。先に述べたように、きこへ大君グループと仮に呼んだ、三島のさすかさ、あおりやへ、きみかなし、せんきみ、きみよし等は久米島の神名にすべて重なる。これは神移しによるものであろうと考えたが、「くはら」の流入の事情も同じであるだろう。首里三島が「いつこしま」とよばれたのはなぜだろう。首里三島と久米島の関係は非常に密接であつたことはいろいろな点でたしかめられる¹⁹。ここでは十六世紀前後の畿内制との関係を問題にしているが、それより以前から両島の関係は密だつたのであり、畿内制そのものも、それらの関係を土台にしつつ、十六世紀以前にも布かれていたのではなからうか。本島の中城間切は、十六世紀以前の畿内の領域内にあつたのではなかつたらうか。「中城越来のおもしろさうし」は久米島のものと同様に、「首里王府おもしろ」に収められている。『南島風土記』にすでに指摘されているように、中城間切は世子領と定まり、世子は中城王子を称する慣例があつた。十八世紀刊行の『中山伝信録』にも「中城、常為王孫采地」とあり、『大島筆記』には「太子はいつにても中城王子と称す、故に中城は制名にて外に称する事ならず」とある²⁰。首里三間切の区域が縮小された後も、王家の子女の名島は（首里）三間切の名寄

帳から撰定されたことと同様の事情が中城間切についてもかつて存在したことを物語っているのではなからうか。「中山世鑑」尚円紀では、尚円の世子（のちの尚真）は「久米中城王子」とよばれたと記している。次の尚清、尚元も同様である。久米の中城と云っていることは、首里と中城間切の関係の中に、久米島の中城との関係が含まれることを暗示しているようである。²¹ 伝承ではあるけれども、この称呼が尚真王時代からはじまっていることは、堂の大やの伝説とも関連して、見過ごすことにはできない。中城間切と首里、そして久米島との関係は「三島」の対語「おにくすく」を考える際にも想起すべき問題であろう。尚真時代の「万歳嶺記」（上ミヤキジナハノ碑文）（一四九七年）には「主君輿覽、国土観遊、呼萬歳者三、重建漢武之徳、封大夫者五、再寶秦始之爵²²」と云っている。「秦始皇之爵」とは、明らかに礼制に基づく位階制度のことであり、それを再びもたらすと云っているのは、それ以前にも試みられたことを暗に示していると思われる。円覚禅寺記の「安定邦畿」の「安定」も制度の定着を計る意に読めると思う。

(六) みしまの対語

「いつこしま」という語の来歴を通じて三島の性格を知ろうと試みてきた。ここでは同じ対語である「おきなわ」、そのおきなわの対語である「大くに」「おにくすく」等について述べたい。三島を「おにくすく」とよぶことがあったのは、「おにのきみ」との関連においてであったと思われる。「お

にのきみ」は久米島と中城間切のものに登場する。中城にいるおにのきみは多くの別称を持っている。

2—25 (66)

—あたにやもしらたる

きもあくみし(ら)たる

このいくさせちやてもとせ

又おにのきみしらたる

よらせきみしらたる

又よなはしきや

へともいか刀うち

あたにや、よらせきみもおにのきみの異称であると思われるが、ここでは二節目に注目したい。「このいくさせちやてもとせ」は二節以下の反復部でもある。「この兵士のもつセヂを遣りそして(元)に戻せ」の意であり、おにのきみにそう呼びかけた形のものと思われる。つまりおにのきみは、いくさせヂを自由にできる人物ということにならうか。²³ 「いくさ」は上代語と同様、兵士、軍隊の意であったと思われる。セヂは、大君から与えられるものであり、それ故、神職者に備わるものであると考えられたらしい。

首里三島は「おにくすく」と呼ばれた。おもろねやかりはそれを、け合わせたという。

9—32 (424)

—おもろねやかりや

おにくすくけやわせ

又せるむねやかりや

8—35 (427)

—おもろねやかりや

のほてみちやるまさり

又せるむねやかりや

又きこゑおにくすく

おもろねやかりは、おもろ歌唱という神職にも就く神職者の一人であった。ここでは、おにくすくとも呼ばれた三島を、け(セヂ)によって一つに合わせよと呼びかけられている。このような大役を担う重要な神職者であったからこそ、(427)のように「きこゑおにくすく」という名称で呼ばれるようになったのであろう。(66)の「おにのきみ」は、おもろねやがりの中城間切での呼び名であったと思われる。(96)(省略)は八重山征伐に関するものであり、ここで「みしま」は「おきなわ」と対語になっている。(623)、(586)ではその「おきなわ」が「大くに」と云い換えられている。

「みやきせんおやのろ」「しませんこおやのろ」ともよばれたあけしのは、(975)によれば、貢納のためおきなわに通つたらしい。

13—230 (975)

—きこゑあけしのか

あけもとろやもとろ

ともわき上げおきなわにつかい

又とよむあけしのか

(後略)

13—170 (915)

—しませんこおやのろ

おやのろはたかへて

うききよらはけらへて

こかねつて首里かちはりやせ

又みやきせんのおやのろ

おやのろはたかへて

この「おきなわ」は、広く首里ともよばれた三島を言うものであったと思われるし、次の(1052)の「かまゑつむしよりおやくに」もこの三島を指すものであろう。三島は、神職者の働きによって貢の集積する場所であったらしい。

15—1 (1052)

一あさとおきておやみかま

かまゑつむしよりおやくに

又あめくちおやとまり

又なはとまりおやとまり

三島を云う「おにくすく」が人名ともなったように、「おきなわ」も「よきなわ」「ゆきなわ」と語頭が音変化しつつ、人名としても用いられた。

13—28 (773)

一よきなわかもちよろ

かみにしやかもちよろ

この世おそて なおしよわちへ

又きこゑあんしおそいや

13—26 (771)

一よきなわかもちよろ

かみにしやかもちよろ

けおみちへ

ももとみふさよわれ

又きこゑあちおそいや

とよむあんしおそいや

又となきはししよわちへ

けらまよとしよわちへ

又とかしきにおわちへ

ふうまわりおわちへ

この二編の対語でみるように、よきなわはかみにしや(神人)である。渡名喜に橋をかけ慶良間に少し滞在して……といひ、三島の境を越え、西海上の島との交流をうたう。さらに次のおもろでは、大和の京、鎌倉などの富国を寄せるあちおそいであると云っている。

7—33 (377)

一けとのよきなわか

ももうらまちらすわ

やまときやうかまくら

ふくによせあちおそい

あちおそいやおかめはと

とももとちよわる

又とよむよきなわか

又下の世の主の

よきなわは神職者として、おもしろの音取りをし、渡名喜、慶良間との交流を可能にし、口寄せという手段によつてではあったが、本土の京都や鎌倉を引き寄せることが可能な人物であつたと思われる。よきなわもおもしろねやかりも共に「下の世の主」という異称を持っていたと考えられる。

(七) 「みしま王にせ」についで

「おもしろさうし」の一編にのみ、「みしま王にせ」が登場する。述べてきたような琉球の「畿内制」

の中心となる人物がこの「みしま王にせ」であることは疑い⁽²⁴⁾ないと思われる。

3—22 (109)

一きこゑ大君きや

きら直ちへ

いけなきみより降るちへ

あちおそいしよせちまぎてちよわれ

又とよむせたかこか

ゑか直ちへ

なりきよきみつきおるちへ

又年七年^と させわちへ

首里もり依りおるちへ

又年八年ねかて

真玉もりつきおるちへ

又いせゑけりあちおそい

大君はのたて、

又あかがいなて王にせ

君君はてつて

又てるかはがまふりよわちへ

みしま王にせすかけおそて

このおもしろは、(三)で詳述したような憑依をうたったものである。まずはじめに、きこゑ大君が、「いけなきみ、なりきよきみ」に神憑ることを云い、その「いけなきみ、なりきよきみ」が後節では「いせゑけりあちおそい」と云い換えられ、その神憑った「いせゑけりあちおそい」が、神(大君)に向つてたかべることを云つて思われるのだと思われる。おもしろ解釈をわかりにくくさせている一つの原因は、多数の用例をもつ「あんしおそい」の意味の検討が十分でないことにあると思われる。ここで全体のなまめをすることはできないけれども、「おもしろさうし」の対語關係に注目することによつて、この語の持つ一面をもう少し明らかにすることは可能であると思われる。

「せたかこ」が「あんしおそい」と対になる場合がある。(581)、(599)、(600)、(601)などで、すべて久米島のものである。「せたかこ」の対語としては「きこへ大君」が圧倒的に多いけれども語の均衡から云つて、これが本来的な対語とは考えられない。語の釣り合いから云うと、(620)、(641)の「けらへこ」との対語の方が本来の形に近いのではあるまいか。「た、みきよ」と対になる場合も多い。た、みきよとは「せちもつた、み」、「世添うせちもつた、み」、おもしろ鼓を「打ちやがるた、み」でもあり、セチをもつ神職者であつたことは疑いない。「大君きやかいなでわた、みきよ」とよむ大君しよた、みきよわまふれ」と云う場合には、大君の神がかかる神職者のことを云つてゐるらしいことは、(三)で述べた通りである。神に近い人であるために貫人と云われるのであろう。次の「いしゑけりあんしおそい」と「いしゑけりた、みきよ」の対句も同じような神職者のことを云つてゐると思

われる。

1—34

一きこへ大君きや

さやはたけおれわちへ

うらうらとおさうせやにちよわれ

又とよむせたかこか

よりみちへにおれわちへ

又いしゑけりあんしおそい

かいなててすよりおれて

又いしゑけりた、みきよ

みまふてすよりおれて

(後略)

本題の「みしま王にせ」のおもしろに戻りたい。一節目の「あちおそい」は今まで述べてきたところから、「いけなきみ」「なりきよきみ」を指すと云つてよいだろう。五節目の「いせゑけりあちおそい」も、くりかえし述べてきた、大君の神職者である。このおもしろの一番の問題点は、「いせゑけりあちおそい」と対になっている「あかかいなて王にせ」の解釈である。多くの類型からの見通しからい

ば、神職者である蓋然性が高いのであるが、おもろの「王」の周辺をもう少し探ってみたい。

(741)、(742)でも「てたかすへあちおそい」、「すへまさる王にせ」とあり、「王にせ」と「あちおそい」が対になっている。(490)では「てたかすゑわうにせ」を「ゑそにやすへあんしおそい」と云い換えている。ゑそにやとは英祖王を云うといわれている。「あんしおそい」と「王にせ」が対語になっているのは今問題にしている(109)と同じである。王について、英祖王の末裔であると云っていることも、その地位を知る上で一つの手かがりになる。英祖王の末であることを誇るらしいこの成句は、尚真王時代の人物を修飾する句として用いられたものらしい。英祖王の墓、浦添ようどれには、改めてこの時代に中国渡来の閃緑岩製の石棺が納められたり、嘉靖元年の国王頌聴碑にも王の系譜に触れているなど、王統譜に関して意識的であった時代であるらしい。『おもろさうし』で「英祖にや末」とされるのは、ゆたいきよ、まみちけ、あかわり、うきくもである。その殆んどが、おもろ歌唱者である。よたいきよは玉造りの職にあり「おきやかし」ともよばれていたらしい(1237、1243)。「まみちけ」について一編だけとりあげる。

5—52 (263)

一まみちけかおもろ

すゑのくちまさしや

とも、すゑとひやくさすちよわめ

又けよのよかるひに

けおのきやかかるひに

又大きみはたかへて

くにもりはたかへて

又首里もりちよわるよまさりのおきやか

(263)、(264)でいうまみちけは、「すゑのくちまさしや」つまり、精ある予言者であり、英祖王の末であり、首里城の正殿百浦添にいて、大君をたかへ、「おきやか」とも云われる等の特徴をもつ。「あかわり」もまみちけとよく似た性格であることは次のおもろによって明らかだろう。

5—42 (253)

一あかわりきやおもろ

くちまさしやあもの

とももおかてか、おらに

又としのはちまりに

ゆわいことすれは

又しよりもりちよわる

よまさりのおきやか

(中略)

又ひやくさきにしよわちへ

よまさりのおきやか

「くちまさしや」「おきやか」といわれることも共通する。年の初めの祝いごととはおそらく、辺土の安須森から舁で水を運ぶ仕事と関係がある。「由来記」王城公事によれば、正月の行事として暮の十二月廿日から廿八日にかけて、何人かの手を経て、安須森から(円覚寺)御照堂へ御水を運ぶことが行われた。²⁸⁾「英祖にや末」にはもう一人「うきくも」がいた。「せのきみ」という神がこのうきくもに神降りするものらしい(90)。(586)によれば、「うきよくも」は「おにのきみはゑ」の異名も持つらしい。おにのきみはゑとは元々は、「おにのきみ」の「はゑ」ではなかったかと思われる。「はゑ」は「あちはゑ」の如く用いられ、近侍者を意味するという。(586)では、「おきなわにとよむ」とあり、久米島具志川と首里とのつながりを暗示しているようである。英祖にや末と称される人々のうちには、よたいきよやうきくものように、神職者に属する近侍者、例えば、たうの大やの下役おとちこはらの如き者、も含まれるらしいことは注目される。「おもしろさうし」での「王」の地位を知るために、「英祖にや末、てたか末」という成句について検討した結果、おもしろ歌唱その他の神職に就く者とその下役の者に冠せられた修飾句であることが認められた。(109)の「みしま王にせ」はやはり神職者という階層にある者という結論を出すのが自然であると思われる。前稿で「おきやかもいがおこ

のみ」とは、尚真王時代の神職者であると考えた。(284)では「おきやかもいがおこのみ」を「すゑのわう」と云い換えているとも読める。「王」と云っても正確には「精たまの王」といふべきなのであり、みしまの王もこの「精の王」なのであろう。

(109)に戻って、細部をもう少し検討しよう。「あかかいて王にせ」の「かいて」の主語は、「あ(吾)」ではない。「あか」³⁰⁾は王にせにかゝる。「きこへ大君がかいてる王にせ」であり、この形は多くの類型を持っている。例えば(208)(三)で引用)の「首里大君きや……むつき七ころ、かいてすおれたれ」もその一つである。首里大君とむつき(さしふ)の関係は、(109)の大君と王にせの関係に対応する。この関係をよりはっきりと云っているのが次のおもろである。

3—64 (151)

一大君きやみまふる

てたかすへあちおそい

天下したすへまさてちよわれ

又せたかこかみまふる

すへまさる王にせ

このおもろは(741)と重複する。(741)の方は長文で意味不明の部分もあるが、この「すへまさる王にせ」は「うらおそい(首里城正殿)」にいと読める。以上をまとめてみるとみしま王にせとは、まみちけや、あかわりと同様に「英祖にや末」と称された人物で、きこへ大君をたかべ(逆の云い方をすれば大君の神憑りする神職者であり)る人でもある。まみちけと同様首里城の正殿にいる。一方まみちけ等と同じおもろ歌唱者であったおもろねやかりは、みしまの異称おにくすくをその呼び名ともしており、「下の世の主、あちの又のあち」という特別な名称をもっていたことは前にのべた。同じくよきなわも下の世の主とよばれるとともに「この世おそて直しよわれ」、「やまときやうかまくらふくによせあちおそい」等、久米島、渡名喜、慶良間はおろか大和までも視野におさめたスケールの大きな呪術者としてうたわれている。これらの人物も、みしま王にせとの関連を考えるのが自然ではないだろうか。おもろねやかり、よきなわ等はほかにも多くの異名を持っていたと考えられるのでこれらの検討によって明らかになってゆく問題だろうと思われる。

おわりに

中国から受容し推古朝にはじまったという礼制、畿内制と十六世紀の琉球のそれとの比較、さらに「おもろさうし」を史料に加え、その現実化のありさまを見ようと、不十分ながらつとめてきた。陳侃によれば、一五三〇年代の琉球では首に巻く色布で身分表示をしたという。これは「爵」が現実

行われていたことを示すものであろう。首里三間切が畿内としての政治的機能を終えた後も、稲穂祭、麦穂祭においてはこの三間切は一つの単位として機能したという。又三間切は、王家の直領地という意識が強く、王家子女の名島は三間切の名寄帳から撰定されたともいう。⁽³¹⁾「おもろさうし」から三島の状況を探ると次のようなことが指摘できる。まず三島と、きこへ大君グループと名付けた神格達との結びつきは強く、その結びつきの歴史は、三島が「いつこしま」と呼ばれた理由と重なると思われる。「いつこ」とは、特に勢の強い激しいセヂをもつ子の意であり、その一異名から云えば、いわば囚われ人でもある兵卒のシマが「みしま」であったということになるか。「みしま王にせ」はこの畿内の中心人物ではあるが、きこへ大君という神格の憑る神職者であり、「すへの王」とよばれた人物であったのだろう。ここでは以上のように考えてきた。

「礼制」「畿内制」本来の特徴が琉球のそれにもみられるかどうかは今後の研究の進展を待たねばならないけれども、百浦添欄干之銘(一五〇九年)の「其七日」として「施八珍九鼎之盛饌、賜錢帛衣帶之薊珍、或鼎平芳茗、疊乎美酒……以賞賓客……」といっているのは、「賓礼」について述べているものであろうし、国王頌徳碑(一五二二年)で殉死を禁じたことを云っているのは喪礼の変革について述べたものであろう。「畿内」には軍事的武装地区という性格があるという。前述したような意味で「いつこしま」という別称をもつ三島も同様の性格を持っていたのかもしれない。王府組織としてヒキ制度というのがある。船頭(勢頭)がその頭で、筑殿、アザナ等を下官にもつ編成組織であり、

王宮の警備、門衛を担当し、近衛兵的な性格も帯びる軍事組織であるといわれる。⁽³²⁾「由来記」によれば、九ヒキが、一グループ三ヒキで三グループにわかれており、一グループの中の一ヒキが筆頭格に定まっている。通説では、ヒキとは近衛兵の性格をもつ軍事組織であると同時に、地上の海船」として、航海体制をモデルに設定された編成組織であると考えられている。高良氏は、真珠湊碑文（一五二二年）などによって、この頃の軍隊は南部諸開切の軍と、番と称せられるヒキの軍の二つから構成されていたとされている。この地上の海船とも云われるヒキの制度と、「おもろさうし」では実際に、首里の神職者が船頭としてせいやりとみ等に乗船しているらしいうた（儀式歌も含む）⁽³³⁾が少なくないこととの関係も興味ある問題である。

首に巻く色布で身分尊卑を表わしていたらしいことはくりかえし述べたが、それではどのような場で身分表示が行われたのだろうか。陳侃は次のように云っている。「凡そ元旦、聖節、長至の日に遇へば、王、衆官を率い、冠服を具して、龍亭を設け、拜祝の札を行ふ」。『由来記』卷一王城公事正月朝拜御規式では次のように云う。「聖主（明朝之御装束なり）於御庭、歳徳之明方ニ御向へ、御焼香有り。諸官供奉為御拜。有長史大夫引札、即中華之礼法也……」又「昔者、思弟部、按司者衿衣、其以下者朝衣也。法司官、親方部、主議大夫赤色、座敷、当、黒色之唐束帯也……」。陳侃は、冠服を具して拜祝の札を行うのは元旦と王の誕生日、そして夏至と冬至であると云っているのであるが、『由来記』ではそれを行う場所として、正月元旦は、王城の庭で歳徳之明方と円覚寺御照堂に向けて、

冬至には天界寺と王庭で各々天壇及び北極への拜礼が行われたと記している。

おもろを唱うことと、これら拜祝の札との関係はどうであろうか。先に引いた、正月の朝拜もおもろの唱われる場の一つとして数えてよいと思う。『由来記』には御唄（おもろを意味すると思われる）を唱う場として、稲穂祭、大祭、渡唐衆御茶飯、綱作、雨乞をあげ、元日の朝拜をあげていないけれども、この記事に続けて「親臺上役者、正月朔月、十五日、冬至日、真正面出御之時、於石亭子、持鐔刀也。右同時、持長刀也……」⁽³⁴⁾と記しており、おもろ歌唱者にとつて元旦も特別な日であったことが推測されるし、同書元日の朝拜の但書に「昔日ニハ聖上撞御格子ノ玉座ニ出御ノ時、間々オモロミヒヤシトテ仕タル由」とあることによって、元旦には拜祝の札が行われ、おもろもうたわれたと考えようと思われれる。

よたいきよの異名に「おきゃかし」がある。その語構成は「おきゃか」と「し（子）」であること⁽³⁵⁾を推測し、「おきゃか」と云われる人の下役を意味する語ではないかと述べてきた。「おもろさうし」では、身分の上下を示す語としての接尾辞に注意を払う必要があると思われる。「おもし」「かなし」も広い用途をもつ一方でこのような接尾辞としての用法があるのではないかと思う。おやくもいは、「大屋」「おもし」あるいは、「大屋子」「おもし」の語構成であることは疑いないであろう。大やとは村落の創始者の事であり、根屋とも云われる。大やが思い慕う人、つまり大やより地位的に上位の人の意で用いられたのではないかと想定したい。少なくとも「おやくもい」は「大や」より上にラン

クされる。かたのはな碑文(一五四三年)、添継御門碑文(一五四六)に記された世あすたべ(三司官)はすべて「おやくもい」である。⁽³⁶⁾ おきやかもいは「おきやか」と「おもい」に区分けされるだろう。「お脚下」が思い慕う人の意で「おきやかもい」であり、対象を特定しない云い方であるけれども、通説に従いこれが尚真王を云う語であると私も考えている。おきやかもいかなしは右の考えからいえば、「おきやか」に「おもい」そして「かなし」と接尾敬称辞が二重についている。⁽³⁷⁾ これは、おきやかもいという語が十分熟し定着した後に「かなし」が付け加えられたものと考えるべきであろう。(1037)に「よなはるおきて……拜ちやるまさり、みたればかなしや……」と云っていることから考え、⁽¹⁰³⁷⁾ 「かなし」は宗教的感情に裏付けられた親密感を含んだ語であるように思われる。一方では「うまかなし」のように単なる接尾敬称辞として用いられることもあるけれども、例えば「嶽かなし綾日傘さしよわちへ」(989)のたけかなしはお嶽そのものを云うのではなく、お嶽と親密な人、つまり神職者を意味すると考えてよいと思われる。この場合と同じように、「おきやかもいかなし」は、おきやかもい(尚真王)に近い神職者の意で用いられていたのではないかと私は考えている。その意味はともかくとして、尚真王時代の仮名書き碑文の「首里の王おきやかもいかなし」と「おもろさうし」の「おきやかもいかなし」の語形の一致と、これに対する、「かなし」のつかない「おきやかもい」と、「おもろさうし」にあらわれたその性格の異質さに注目したいと思う。仮名書き碑文では、おきやかもいかなしは「首里の王」あるいは「首里の」「おきやかもいかなし」である。首里の王は

5—19 (230)
一首里もりちよわる

おきやかもいかなし

天より下の王にせてた

又またまもりちよわる

常に「おきやかもいかなし」とよばれたと云ってもよいと思われる。「おもろさうし」では「おきやかもいかなし」について次のように云っている。

「おもろさうし」においてもしよりもりにいる「おきやかもいかなし」は「王にせてた」とも云われたのである。おもろの「おきやかもいかなし」は10例あり、そのうち9例は首里もりにいると云い1例は百浦添にいと云う。他に「おもろねやかり」「まかるこかおもろ」又「くにかみかせるむ」というおもろ歌唱者が「おきやかもいかなし」であると云っている。仮名書き碑文と同様に常に首里にいることを強調される王にせ、おもろ歌唱をする神職者の姿は、そのまま、大君の憑る、英祖にや末とも称されたみしま王にせに重なるものと思われる。「おもろさうし」のおきやかもいは神降りの場に居ることはなく、ただわずかにアマミキヨと関連して神職者の働らきが語られるだけのほとんど部外者の人物である。碑文の中で首里の王といわれることもない。この時代を考える上で、多くの漢文碑に記された堂々とした尚真王の姿と今まで述べてきた首里の王との、あまりにも大きな落差を無視

することはできないように思う。特に、おもしろ解釈にとつて、具体的な神職者像を知ることはその基本であり、その頂点に立つと思われる首里の王ともよばれたみしま王にせ像も、ここで行ったような手続が誤りでなければ、この時代の政治の中でどう位置づけられるのかを含めて、考察される価値を十分にもつ問題であると思う。⁽³⁹⁾又特にことわらなかつたけれども、「おもしろさうし」五、八巻については「名乗り説」はとらず、他巻と同様客観的にある距離をおいてうたつたものと考ええる立場から解釈した。⁽³⁹⁾説明不足の点が非常に多いけれどもそれは別の機会に補いたいと思う。

註

- (1) 塚田清策「琉球国碑文記の定本作成の研究」六九頁。円覚禅寺記は一四九七年、国王頌碑は一五三二年に建立。
- (2) 西本昌弘「畿内制の基礎的考察」『史学雑誌』九三—一。
- (3) 註(1)著書六五、八一頁。註(22)参照。萬歳嶺記は一四九七年、百浦添欄干之銘は一五〇九年に建立。
- (4) 「中山世鑑」は尚真王の項を欠き、「中山世譜」は碑文とはほぼ一致する尚真の治績を記す。これ以前の身分表示について「李朝実録」には、一四五二年の道安の言として「朝官衣服制、則與中国人無異、無職人之衣袖口稍寬、以色糸刺繡袖口、以別尊卑」とする。
- (5) 「使琉球録」『那覇市史』資料篇一—三、一一頁。
- (6) 郭汝霖(一五六一)、蕭宗業(一五七九)、夏子陽(一六〇六)、張学礼(一六六三)、徐葆光(一七一九)、註(5)「那覇市史」所収。
- (7) 「南島風土記」(昭四九年版)八四頁。氏の指摘の他に、「由来記」巻二に、麦穂祭の折も同様であったことを記す。大美御殿については「南島風土記」一〇二頁。

- (8) 波照間永吉「おもしろさうしの愚童表現」『文学』五四—一〇。
- (9) 拙稿「琉球極楽寺と円覚寺の建立について」『南島史学』二九号。
- (10) 倉塚暉子「巫女の歴史」一八頁。王族としての高級神女の想定は従来、「女官御双紙」を根拠とする。伊波普猷氏が「きみよし考」ですでに言及したように、同書あとがきでは「三十君三君の御事、或ハ中山世鑑、中山世譜を證し、或ハ諸臣の家譜方所の書記に據て、書載侍るものなり…」とする。「中山世鑑」の世續図(王の系譜)も簡略であり、「中山沿革志」(汪楫)の世續図も、「世鑑」のとも異なる簡単なものである。「世鑑」刊行当時、王族を含めた詳細な系図があったとは考えられない。後に家譜などによってつけ加えられたものか。世續図については「中山世鑑」琉球史料叢書五、解説に詳しい。
- (11) 註(5)「使琉球録」一三頁。
- (12) きみよしは久米島仲里間切屋慶名のいべ名であり、対語は、せたかこ。セゾ高き子から、すのきみ等の神格を生み出し、きみかなしを派生し、首里へ神移しされたのではないか。註(18)参照。
- (13) 原注に「臣下也」とあるという。「蔽子」を当てたのは岩波思想大系本「おもしろさうし」
- (14) 「由来記」卷十二、「仲里旧記」四四頁、「沖繩久米島 資料篇」所収。
- (15) 「岩波古語辞典」
- (16) 「仲里旧記」五三頁、語釈は「南島歌謡大成」沖繩篇上、七四頁。
- (17) 「君南風山来并位階且公事」、「具志川旧記」は「沖繩久米島 資料篇」所収。
- (18) 「仲里旧記」五頁。
- (19) 仲原善秀「久米島の歴史」(「沖繩久米島」)では、久米島の按司討伐は尚真王の中央集権政策の一環であり、その時期は一五〇七年から一五一〇年頃とされる。私見では、この時期は少し潮るのではないかと思

- われる。討伐後も久米島と首里の交渉が続いたことは(107)などで確かめられる。「南島風土記」(一一七頁)では「首里台を中心に、名護、本部等國頭地方の地名が分布するのは尚真時代の移住関係によるものである」という。久米島以外からの移住もあつたらしい。英祖王時代のこととして「世鑑」は「西北ノ諸嶋、始テ来貢ス」と記し、「世譜」は「久米、慶良間、伊比屋等島、皆始入貢」とする。「君那覇由来記」には「一三世紀、「英祖王三世玉城王は嘉手苺ヨリ王姫ヲ求メ一子ヲ得タレバ君那覇按司トナシ、慶良間ニケ村、渡名喜一ケ村、久米島ニケ村タル久米方六ケ村ヲ与へ、君那覇ニ築城セシメタリ」とあるという(田村浩「琉球共産村落之研究」一一二八頁)。伝承ではあるが無視できないものであると思う。
- (20) 「大島筆記」上、官位之事、「王子」の項。「中山伝信録」巻四。
- (21) 本島中城間切のおもろ(46)と仲里城祭祀おもろ(「君南風由来并位階且公事」)には、共通の出所を推測させる表現がある。浦添にも同様のものがある。
- (22) 塚田氏著書(註)には「再實奉始之爵」とある。誤植であろうか。東恩納甲乙本とも「秦」である。秦の時代に(はじまった)爵の意であろう。
- (23) おもろ(97)には、「えそにや末」が「せこさたてらかずうちやりくとよめ」とあり、いくさを立てる立場にあることが分かる。(94)、(96)も参照。
- (24) (34)、(38)等は王の比喩的用法。
- (25) た、みきよは貴人の意。「混効験集」では「主上の御事也」という。同書では「たうとさ」について「有がたさと云事又たうとくと云はおかむ事にも云」といい、「南島八重垣」は「神前に対して云う詞也。和語のあなたふといふより出でたるならん；意はよくかなへるもの也」とある(外間守善「混効験集校本と研究」。上代語「貴し」については、河崎暢子「末期万葉の宮廷歌」「国語国文」五〇―三。
- (26) ようとれの石棺については、拙稿「琉球極楽寺と円覚寺の建立について」(「南島史学」二七号の註(45))
- (27) おきやかしの語構成は「おきやか」と「し」であろう。「きやか」は「脚下」ではなからうか。「歴代宝案」マラッカから琉球宛のものに「琉球国王脚下奴婢」(一集三九卷)とあり、人の家来を「脚下人」ともいう(大漢和辞典)。中国系人の用語がおもろの語として定着したと考えたい。「し」も無意味な接尾語ではなく、「お脚下」の下役が「おきやかし」であったと想定する。
- (28) 拙稿註(9)。
- (29) 拙稿註(9)。
- (30) (109)の「王にせ」を「あか王にせ」と呼ぶ人々がおもろ歌唱者に含まれていたのであろう。歌唱者の中に主従関係があることは後に引く「由来記」「御唄」の項で推測できる。
- (31) 「南島風土記」六四頁。
- (32) 高良倉吉「ヒキをめぐる諸相」「琉球王国の構造」一〇二頁。
- (33) (85)では、英祖にや末である人が「せいやりとみ」をおしうける。(552)、(620)、(837)等多数の例がある。
- (34) 「出来記」巻二、六三頁。
- (35) (608)の「おやおもい」は、重複おもろ(1428)では「おやくもい」になっている。「おやおもい」から「おやくもい」へと音変化した可能性もある。
- (36) 高良氏前掲書二二七頁の表。
- (37) 同様の例として「てるひよもいかなし」、「しよさくもいかなし」など。
- (38) 拙稿註(9)の註(45)。
- (39) 拙稿註(9)の註(26)。南島史学会月例研究会(昭六二、五月)でもこの問題にふれた。